

困窮する保護者に対し、手当・助成・貸付等の支援により子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るとともに、就業状況の改善に伴う収入の確保や、子育ての不安を解消する相談支援に取り組むことで、子どもの生活の拠り所である家庭の機能を改善させ、生活基盤の安定につなげます。

保護者の課題

困窮している保護者は、

- 家計のひっ迫により、生活費や子どもの教育費に影響が出ている
○ 正規雇用の割合が低く、所得が安定しない
○ 悩みを抱え、孤立している
○ 支援が行き届いていない
○ 支援制度を知らない
○ ひとり親家庭は特に困窮している

傾向が見られます。

取り組む施策

(施策4) 生活を安定させる経済的支援

- ① 手当・助成制度による子育てに伴う経済的負担の軽減
② 生活困窮家庭への経済的課題の解消支援
③ ひとり親家庭への経済的課題の解消支援

(施策5) 保護者の就業を支える就労支援

- ① 家庭と就業との両立支援
② 生活困窮家庭への就労支援
③ ひとり親家庭への就労支援

(施策6) 保護者を孤立させない相談支援

- ① 妊娠期からの切れ目ない子育て支援
② 相談窓口や支援制度の周知
③ ひとり親家庭への生活支援

生活に困難を抱えている家庭の問題解決のため、子どもや家庭に身近な地域や学校等で困りごとを早期に発見し、関係機関や行政等の専門機関と連携して、支援や公的体制につないでいく体制を整えます。子どもの将来に大きな影響を与える貧困問題について、正しい理解が進むように広く啓発するとともに、地域住民や地元企業が子どもの支援に参画しやすい環境の整備を行います。

支援体制の課題

貧困問題は、

- 困っている人ほど、困窮していることを表に出さない
○ 周りの大人が、気づきにくい
○ 支援者間の情報共有が難しい
○ 子どもの貧困問題が正しく認識されていない

傾向が見られます。

取り組む施策

(施策7) 子どもの貧困を早期発見する仕組みづくり

- ① 子どもの支援者への啓発や研修体制の充実
② 子どもの貧困問題への気づきを促すツールの作成
③ つながりやすい相談窓口の設置

(施策8) 子ども支援のネットワークの充実

- ① 教育と福祉の連携強化
② 支援団体と行政機関の連携強化
③ 支援する人材・体制づくり

(施策9) 社会全体で子どもを育む意識の醸成

- ① 子どもの貧困問題に関する理解の促進
② 子ども支援活動の情報発信
③ 民間企業と地域活動の連携強化

1 子どもの貧困の問題

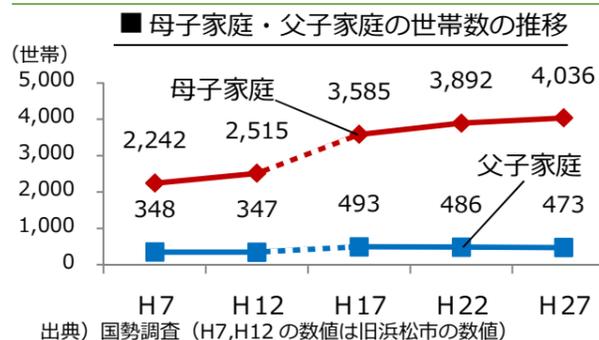
- 経済的な困窮により、一般家庭が比較的できていること*ができない子どもがいます。
(※自分の勉強机がある、必要な学用品をそろえる、高校へ進学する、家族で旅行に出かけるなど)
● 保護者の就労時間の長さや心身の不調などにより、本来家庭内で保護者からも伝えたい生活習慣や学習習慣、社会性等を習得できない子どもがいます。

このような困窮状態にある家庭で育った子どもは、将来大人になった時に、再び困窮状態になりやすい傾向があり、『貧困の世代間連鎖』が生じています。

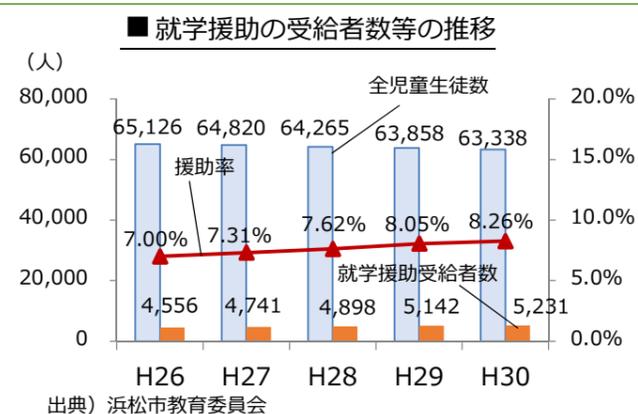
2 本市の子どもを取り巻く状況

- 子どもの貧困の状況把握と対策の検討のため、統計データの分析や子どもの生活実態調査、ひとり親家庭に対する実態調査、子どもに関わる支援者にアンケート調査を行いました。

統計データ



◎母子家庭は、増加傾向にあります。

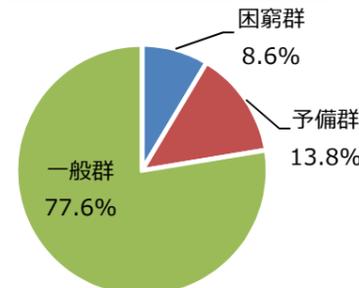


◎就学援助率は、増加傾向にあります。

子どもの生活実態調査

★所得の状況(世帯人員で調整した所得状況から次の3群に分け分析)【有効回答2,779世帯】

■経済的困窮状況(全体)



- ▶生活困窮群(困窮群): 等価可処分所得*1が所得中央値*2の1/2以下相当
▶生活困窮予備群(予備群): 等価可処分所得が所得中央値の1/2超3/4以下相当
▶一般群(一般群): 等価可処分所得が所得中央値の3/4超相当

*1世帯所得等を「世帯人員の平方根」で除した値(国民生活基礎調査の基準)
*2等価可処分所得を少ない順に並べて、真ん中の順位の人額。本調査では、平成30年国民生活基礎調査時の所得中央値253万円を、群区分の基準値とした。

★世帯構成の状況(ひとり親かふたり親かで2群に分け分析)【有効回答3,059世帯】

■ひとり親とふたり親の割合



■経済的困窮状況(ひとり親家庭のみ)

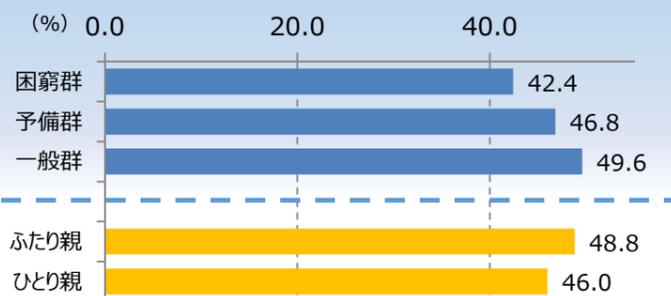
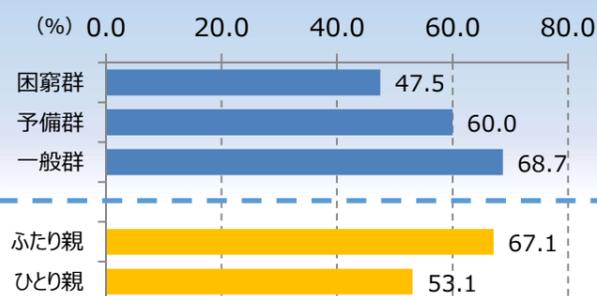


◎一定基準(等価可処分所得が所得中央値の1/2以下:いわゆる貧困線)を下回る人は8.6%です。【H30全国調査での割合は13.5%】
◎ひとり親家庭においては、一定水準を下回る人は41.7%と高くなっています。【H30全国調査での割合は48.1%】

☆子どもの状況

■ 授業の理解度（いつもわかる、だいたいわかる）

■ 起床（学校がある日に決まった時間に起きることができる）



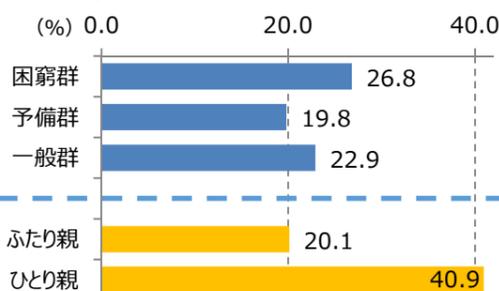
◎経済的に困窮している子どもは、学習が遅れやすい傾向があります。

◎経済的に困窮している子どもは、生活習慣が乱れやすい傾向があります。

☆保護者の状況

■ 仕事からの帰宅時間が18時を超える（仕事をしている母親の回答）

■ 過去1年間でできなかったこと



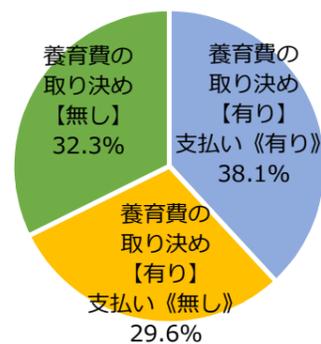
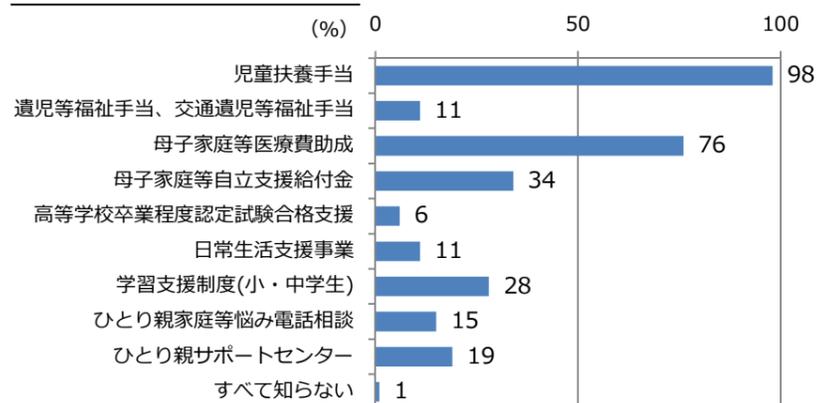
	困窮群	予備群	一般群	ふたり親	ひとり親
必要な食料品を買えなかった	7.1%	4.7%	0.6%	1.1%	6.5%
光熱費の支払いを滞納した	6.7%	4.7%	0.6%	1.3%	5.6%
税金・健康保険料等の支払いを滞納した	13.4%	6.2%	1.1%	2.5%	6.8%
医療機関の受診できなかった	8.4%	4.9%	1.0%	1.6%	6.8%
趣味やレジャーに行けなかった	28.6%	20.0%	7.1%	9.0%	25.0%

◎帰宅時間が遅く、子どもと関わる時間が取れない家庭があります。
◎衣食住など基本的な生活の維持が困難になっている世帯が一定数ありました。また、生活を豊かにする趣味等にお金をかけられないことが分かります。

ひとり親家庭に対する実態調査

■ ひとり親支援制度の認知度

■ 子どもの養育費の受け取り状況



◎ひとり親向けの支援サービスの認知度が低い傾向があります。
◎子どもの養育費を受け取っている世帯は4割を下回っています。養育費の取り決めがない世帯は、3割を超えています。

支援者アンケート

★主な意見

- ▶ 服装など外見からは困窮していることが分からないが、困っている子どもがいる。
- ▶ 困窮している保護者は、情報を得る力が弱いので支援に結びつきにくい。
- ▶ 子どもが困ったら、地域の大人に気軽に相談できる環境づくりが必要。
- ▶ 学習支援教室や子ども食堂の取り組みをバックアップする仕組みや支え手が必要。

3 計画の基本的な考え方

目指す姿

すべての子どもが、ひととまちに支えられ、夢と希望を持って、自分の可能性を広げることができる社会

家庭の経済的困窮がもたらす生活環境の悪化や教育機会の制限、体験機会の喪失などは、子どもの頑張ろうとする意欲や社会的つながりを弱め、学力、生活習慣、社会性などの将来を切り開く力の習得に影響を及ぼし、子どもの将来の自立を難しくしてしまいます。

これらは子ども自身や家庭の力のみで解決することは難しいため、**行政や学校等、そして地域など、子どもに関わる様々な主体が連携して、困難な状況にある子どもとその家庭を支援する**必要があります。

このことを実現するため、上記の目指す姿を掲げ、子どもの生活や成長を「ひと」や「まち」が支えることで、家庭の状況に関わらず、将来に向かって自分の可能性を広げることができるまちづくりを目指します。

● 計画を推進するうえで、国の「子供の貧困対策に関する大綱」にて、分野横断的に取り組む基本的な方針が示されたことから、その方針を踏まえた次の3つの視点を持って、本計画を推進します。

視点Ⅰ 親から子どもへの貧困の世代間連鎖を防止する

視点Ⅱ 親の妊娠期から子どもの社会的自立まで、切れ目ない支援体制を構築する

視点Ⅲ 支援が届きにくい子ども、家庭に配慮した対策を講じる

4 施策の展開（具体的な支援）

● 本計画では、次の3つの分野ごとに施策を推進することで、目指す姿の実現を図ります。

分野 1

子ども

基本方針

子どもの社会的自立に向けた「生きる力」の育成

すべての子どもが、生まれ育った家庭の環境や経済状況に左右されることなく、夢や希望を持って成長することができるように、子どもの現在の生活環境等を改善するとともに、子ども自身の能力や可能性を広げるために必要な「学び」や「経験」等を積み重ねることのできる機会を提供するなど、将来の自立に向けた「生きる力」の育成に努めます。

子どもの課題

困窮している子どもは、

- 学習や進学の意欲が弱い
- 健康、食生活、生活習慣が乱れやすい
- 悩みを抱えがちである
- 社会性が身につけにくい
- 自己肯定感が低い

傾向が見られます。

取り組む施策

（施策1）子どもの学びを支える教育支援

- ① 質の高い幼児教育・保育の提供
- ② 学校教育等における学力保障
- ③ 地域と連携した学びを支える取り組み

（施策2）子どもの育ちを支える生活支援

- ① 子どもの健康を支える取り組み
- ② 基本的な生活習慣の定着に向けた取り組み
- ③ 子どもの悩みに寄り添い支える取り組み

（施策3）子どもの将来を支える自立支援

- ① 社会性習得のための体験や活動機会の提供
- ② 子どもの進学や就労を支援する取り組み
- ③ 社会的養護を必要とする子どもへの自立支援